

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
社会福祉法人 福角会

たきのうがたじぎょうしょ らーちえ
多機能型事業所 ラ・ルーチエ

たきのうがたじぎようしよら るーちえ じゅうようじこうせつめいしよ
多機能型事業所ラ・ルーチェ 重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

めいしよ 名称	しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会
しよざいち 所在地	えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち 愛媛県松山市福角町甲1829番地
でんわばんごう 電話番号	089-978-5855
だいひようしゃしめい 代表者氏名	りじちよう よしの みちこ 理事長 芳野 道子
ほうじん せつりつねんがっぴ 法人の設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和47年5月31日

2. 利用事業所

じぎようしよ しゆるい 事業所の種類	せいかつかいごじぎよう 生活介護事業	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型
していねんがっぴ 指定年月日	へいせい ねん がつ たち 平成30年4月1日	
じぎようしよばんごう 事業所番号	3810104368	
じぎようしよ めいしよ 事業所の名称	たきのうがたじぎようしよ るーちえ 多機能型事業所 ラ・ルーチェ	
しゆ たいしよしや 主たる対象者	してい 指定しない	
じぎようしよ しよざいち 事業所の所在地と 連絡先	たきのうがたじぎようしよら るーちえ 多機能型事業所ラ・ルーチェ えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち 愛媛県松山市福角町甲1255番地1 089-995-8431	
たてもの 建物	かふえしよつ ぶどう けんちくめんせき カフェショップ棟 建築面積200.88㎡ もくぞうひらやだて がいへきようぎようけい さい でいんぐはり やね えすがたかわらぶき 木造平屋建/外壁:窯業系サイディング貼/屋根:S型瓦葺き たもくてき とう けんちくめんせき 多目的WC棟 建築面積10.12㎡ もくぞうひらやだて がいへきようぎようけい さい でいんぐはり やね うろこがたかわらぶき 木造平屋建/外壁:窯業系サイディング貼/屋根:鱗型瓦葺き	
かんりしや 管理者	いのうえ あきお 井上 昭生	
さーびす かんりせきにんしや サービス管理責任者	いのうえ あきお 井上 昭生	
えいぎようび 営業日	げつようび どうようび 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。	
えいぎようじかん さーびす ていきよう 営業時間・サービス提供 時間	えいぎようじかん 営業時間 ごぜん じ ふん ごご じ 午前9時00分から午後5時までとする。 さーびす ていきようじかん サービス提供時間 ごぜん じ ごご じ ふん 午前9時から午後4時30分までとする。	
おも さーびす ていきようちいき 主なサービス提供地域	まつやましぜんいき とう ぶ のぞ 松山市全域(島しょ部を除く)	
じぎよう もくてきおよ 事業の目的及び 運営の方針	りようしや じりつ にちじようせいかつまた 利用者が自立した日常生活又は しゃかいせいかつ いとな 社会生活を営むことができるよう、 はい しよくじ かいご そうさくてきかつどう 排せつ・食事の介護、創作的活動 また せいさんかつどう きかい ていきよう た 又は生産活動の機会の提供その他 べんぎ てきせつ こうりつてき おこな の便宜を適切かつ効率的に行う。	りようしや じりつ にちじようせいかつまた 利用者が自立した日常生活又は しゃかいせいかつ 社会生活を営むことができるよう、就労 の機会を提供するとともに せいさんかつどう その他の活動の機会を通じて、その ほか かつどう きかい つう その他の活動の機会を通して、その ちしきおよ のうりよく こうじよう ひつよう 知識及び能力の向上のために必要な くんれん た べんぎ てきせつ こうりつてき 訓練その他の便宜を適切かつ効率的 におこな に行う。
じぎようしよかいせつねんがっぴ 事業所開設年月日	へいせい ねん がつ たち 平成30年4月1日	
ていいん 定員	10名	10名

事業所が行っている他のサービス	なし
第三者評価の実施状況	実施の有無：有 実施年月日：令和5年10月26.27 評価関係機関の名所：社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 結果の開示状況：有 法人ホームページ (https://hukuzumikai.com/)
自己評価の実施状況	実施の有無：有 実施内容：第三者評価基準に基づく自己評価 実施年度：令和4年度

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 施設の概要

施設設備の種類	面積(m ²)	施設設備の種類	面積(m ²)
E H・廊下	22. 1	カフェ	26. 31
事務室・休憩室	25. 27	ショップ	11. 06
収納	2. 26	カフェ厨房	9. 88
男性作業員更衣室	2. 70	製造作業室	25. 73
女性作業員更衣室	2. 70	前室	4. 20
男性更衣室	2. 70	食品倉庫	5. 61
女性更衣室	2. 70	体験作業室	14. 63
作業員用WC	3. 61	WC	1. 81
シャワー室	2. 13	洗面・洗濯室	4. 19
別棟多目的WC	10. 21		

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当該事業所において、施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫煙	希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動および営利活動はご遠慮ください。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

4. 従業者の配置状況

<主な従業者の配置状況>

- (1) 管理者 1人
- (2) サービス管理責任者 1人以上（うち1人以上は常勤）

【生活介護事業】

- (1) 医師（嘱託） 1人以上
- (1) 看護職員 1人以上

- (1) 生活支援員 3人以上（うち1人以上は常勤）

【就労継続支援B型事業】

- (1) 職業指導員 1人以上

- (1) 生活支援員 1人以上（うち1人以上は常勤）

※職員の配置については、厚生労働省の指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制	
管理者 サービス管理責任者	通常	8：30～17：30
	早出1	7：00～16：00
	早出2	7：30～16：30
	早出3	8：00～17：00
	遅出1	9：00～18：00
	遅出2	10：00～19：00
生活介護事業	勤務体制	
生活支援員	通常	8：30～17：30
	早出1	7：00～16：00
	早出2	7：30～16：30
	早出3	8：00～17：00
	遅出1	9：00～18：00
	遅出2	10：00～19：00
看護師	月曜日（12：30～13：30）	
医師	毎月第1火曜日 15:00～16:00	
就労継続支援B型事業	勤務体制	
職業指導員 生活支援員 目標工賃達成指導員	通常	8：30～17：30
	早出1	7：00～16：00
	早出2	7：30～16：30
	早出3	8：00～17：00
	遅出1	9：00～18：00
	遅出2	10：00～19：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

＜提供するサービスについて＞

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 介護給付費・訓練等給付費等から給付されるサービス
 (2) 利用料金の全額をご利用者負担いただくサービス（1）以外のサービス

【生活介護】

種類	内容
相談及び支援	・当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。

	＜相談窓口＞ 小川 真代																				
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。																				
着脱衣	・必要に応じて介助、確認を行います。																				
整容	・個性を尊重しながら適切に支援を行います。																				
移動	・利用者の心身の状況に応じて適切に支援を行います。																				
日中活動の支援	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・社会経済活動に参加できるよう、心身の状況に応じて支援します。 ・利用者が自立して社会生活を営むことができるよう、日中活動を行います。																				
余暇活動	・計画に基づき、余暇活動を行います。																				
生産活動	・生産活動の場として、カフェ部門と委託清掃部門があります。 ＜工賃の支払＞ ・上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。 ・「工賃支給規定」については、別紙参照。																				
健康管理	・看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時必要に応じて主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 ・処方された薬又は持参した薬は、事務室にて管理します。 ※利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において、受診・治療を受けることができます。 ＜協力医療機関＞ <table><tr><td>医療機関名</td><td>科名</td><td>所在地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>堀江病院</td><td>精神科・内科</td><td>松山市福角町 甲1582</td><td>089-978-0783</td></tr><tr><td>矢野内科</td><td>内科</td><td>松山市東長戸1丁目10-18</td><td>089-922-5522</td></tr><tr><td>山本整形外科</td><td>整形外科</td><td>松山市内宮町533-4</td><td>089-979-5151</td></tr><tr><td>まこと歯科クリニック</td><td>歯科</td><td>松山市福角町 甲538番地10号</td><td>089-978-7677</td></tr></table>	医療機関名	科名	所在地	電話番号	堀江病院	精神科・内科	松山市福角町 甲1582	089-978-0783	矢野内科	内科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522	山本整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151	まこと歯科クリニック	歯科	松山市福角町 甲538番地10号	089-978-7677
医療機関名	科名	所在地	電話番号																		
堀江病院	精神科・内科	松山市福角町 甲1582	089-978-0783																		
矢野内科	内科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522																		
山本整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151																		
まこと歯科クリニック	歯科	松山市福角町 甲538番地10号	089-978-7677																		

【就労継続支援B型】

種 類	内 容
相談及び支援	・当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。 ＜相談窓口＞ 松本 静江
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
着脱衣	・必要に応じて介助、確認を行います。
整容	・個性を尊重しながら適切に支援を行います。

移動	・利用者の心身の状況に応じて適切に支援を行います。																				
日中活動の支援	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・社会経済活動に参加できるよう、心身の状況に応じて支援します。 ・利用者が自立して社会生活を営むことができるよう、日中活動を行います。																				
余暇活動	・計画に基づき、余暇活動を行います。																				
生産活動	・生産活動の場として、カフェ部門と委託清掃部門があります。 《工賃の支払》 ・上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。 ・1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下らないものとします。 ・「工賃支給規程」については、別紙参照。																				
健康管理	・看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時必要に応じて主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 ・処方された薬又は持参した薬は、事務室にて管理します。 ※利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において、受診・治療を受けることができます。 ＜協力医療機関＞ <table><tr><td>医療機関名</td><td>科名</td><td>所在地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>堀江病院</td><td>精神科・内科</td><td>松山市福角町 甲1582</td><td>089-978-0783</td></tr><tr><td>矢野内科</td><td>内科</td><td>松山市東長戸1丁目10-18</td><td>089-922-5522</td></tr><tr><td>山本整形外科</td><td>整形外科</td><td>松山市内宮町533-4</td><td>089-979-5151</td></tr><tr><td>まこと歯科クリニック</td><td>歯科</td><td>松山市福角町 甲538番地10号</td><td>089-978-7677</td></tr></table>	医療機関名	科名	所在地	電話番号	堀江病院	精神科・内科	松山市福角町 甲1582	089-978-0783	矢野内科	内科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522	山本整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151	まこと歯科クリニック	歯科	松山市福角町 甲538番地10号	089-978-7677
医療機関名	科名	所在地	電話番号																		
堀江病院	精神科・内科	松山市福角町 甲1582	089-978-0783																		
矢野内科	内科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522																		
山本整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151																		
まこと歯科クリニック	歯科	松山市福角町 甲538番地10号	089-978-7677																		
就労継続支援	・一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に 行います。																				
実習及び求職活動等の支援	・公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施やトライアル雇用、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。																				
就労支援	・社会経済活動をおくる為の就労支援を行います。																				

《サービス利用料金》

お支払いいただく利用料金は次の通りです。

(1) 生活介護事業の料金

① 介護給付費サービス内容

介護給付によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

② 基本的なサービス利用料金(介護給付費)(1日あたり)

所要時間3時間未満場合

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価(単位: 1単位10円)	274単位	301単位	366単位	485単位	649単位
C. サービス利用料金	2,740円	3,010円	3,660円	4,850円	6,490円
D. うち介護給付費として 市町より代理受領する金額	2,466円	2,709円	3,294円	4,365円	5,841円
サービス利用に係る自己負担額 〔C-D〕(介護給付費の定率負担)	274円	301円	366円	485円	649円

所要時間3時間以上4時間未満場合

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価(単位: 1単位10円)	343単位	376単位	420単位	607単位	812単位
C. サービス利用料金	3,430円	3,760円	4,200円	6,070円	8,120円
D. うち介護給付費として 市町より代理受領する金額	3,087円	3,384円	3,780円	5,463円	7,308円
サービス利用に係る自己負担額 〔C-D〕(介護給付費の定率負担)	343円	376円	420円	607円	812円

所要時間4以上5時間未満場合

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価(単位: 1単位10円)	411単位	452単位	504単位	727単位	974単位
C. サービス利用料金	4,110円	4,520円	5,040円	7,270円	9,740円
D. うち介護給付費として 市町より代理受領する金額	3,699円	4,068円	4,536円	6,543円	8,766円
サービス利用に係る自己負担額 〔C-D〕(介護給付費の定率負担)	411円	452円	504円	727円	974円

所要時間5以上6時間未満場合

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価(単位: 1単位10円)	480単位	526単位	588単位	849単位	1,136単位
C. サービス利用料金	4,800円	5,260円	5,880円	8,490円	11,360円
D. うち介護給付費として 市町より代理受領する金額	4,320円	4,743円	5,292円	7,641円	10,224円
サービス利用に係る自己負担額 〔C-D〕(介護給付費の定率負担)	480円	526円	588円	849円	1,136円

所要時間6以上7時間未満場合

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価(単位: 1単位10円)	668単位	733単位	819単位	1,182単位	1,580単位
C. サービス利用料金	6,680円	7,330円	8,190円	11,820円	15,800円
D. うち介護給付費として 市町より代理受領する金額	6,012円	6,597円	7,371円	10,638円	14,220円

サービス利用に係る自己負担額 〔C-D〕(介護給付費の定率負担)	668円	733円	819円	1,182円	1,580円
-------------------------------------	------	------	------	--------	--------

所要時間7以上8時間未満場合

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価(単位:1単位10円)	685単位	752単位	840単位	1,213単位	1,622単位
C. サービス利用料金	6,850円	7,520円	8,400円	12,130円	16,220円
D. うち介護給付費として 市町より代理受領する金額	6,165円	6,768円	7,560円	10,917円	14,598円
サービス利用に係る自己負担額 〔C-D〕(介護給付費の定率負担)	685円	752円	840円	1,213円	1,622円

所要時間8以上9時間未満場合

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価(単位:1単位10円)	746単位	814単位	901単位	1,274単位	1,684単位
C. サービス利用料金	7,460円	8,140円	9,010円	12,740円	16,840円
D. うち介護給付費として 市町より代理受領する金額	6,714円	7,326円	8,109円	11,466円	15,156円
サービス利用に係る自己負担額 〔C-D〕(介護給付費の定率負担)	746円	814円	901円	1,274円	1,684円

※利用定員6名以上、11名以下の場合

※サービス利用に係る自己負担額については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が無料となります。

③ 特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用者負担金が必要になります。

【人員配置体制加算】

1. サービス利用料金(単位)／日 /定員20人以下 (1.5:1)	3210円(321単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	2,889円
3. 自己負担額(1-2)	321円

【福祉専門職配置加算】

2. サービス利用料金(単位)／日 /福祉専門職配置(Ⅲ)	60円(6単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	54円
3. 自己負担額(1-2)	6円

【初期加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	300円(30単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	270円
3. 自己負担額(1-2)	30円

【訪問支援特別加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	1時間未満の場合	1時間以上の場合
	1,870円(187単位)	2,800円(280単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1,683円	2,520円

3. 自己負担額(1-2)	187円	280円
---------------	------	------

【延長支援加算】

所要時間9時間以上10時間未満の場合

1. サービス利用料金(単位)／日	1,000円(100単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	900円
3. 自己負担額(1-2)	100円

所要時間10時間以上11時間未満の場合

1. サービス利用料金(単位)／日	2,000円(200単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1,800円
3. 自己負担額(1-2)	200円

所要時間11時間以上12時間未満の場合

1. サービス利用料金(単位)／日	3,000円(300単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	2,700円
3. 自己負担額(1-2)	300円

所要時間12時間以上

1. サービス利用料金(単位)／日	4,000円(300単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	3,600円
3. 自己負担額(1-2)	400円

【欠席時対応加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	940円(94単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	846円
3. 自己負担額(1-2)	94円

【重度障害者支援加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	体制を整えた場合	支援を行った場合
	70円(7単位)	1,800円(180単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	63円	1,620円
3. 自己負担額(1-2)	7円	180円

【延長支援加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	1時間未満の場合	1時間以上の場合
	610円(61単位)	920円(92単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	549円	828円
3. 自己負担額(1-2)	61円	92円

【送迎加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	片道	区分5.6の人が 全体の60/100いる場合
	210円(21単位)	490円(49単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	189円	369円
3. 自己負担額(1-2)	21円	49円

【福祉介護職員処遇改善加算】

1. サービス利用料金(単位)／月	1月+所定単位×42/1000
-------------------	-----------------

【福祉介護職員等特別処遇改善加算Ⅰ】

1. サービス利用料金(単位)／月	1月+所定単位×20/1000
-------------------	-----------------

【介護職員等ベースアップ加算】

1. サービス利用料金(単位)／月	1月+所定単位×11/1000
-------------------	-----------------

※1 かつ 基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計にかける(四捨五入)

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2)就労継続支援B型事業の料金

① 訓練等介護給付費サービス内容

訓練等介護給付によるサービスを提供した際は、事業者の訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

②基本的なサービス利用料金(訓練等給付費)(1日あたり)

A. ご利用者の障害支援区分	全区分共通(非該当も含む)
B. 報酬単価(単位:1単位10円)	805単位
C. サービス利用料金	8,050円
D. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	7,245円
サービス利用に係る自己負担額〔C-D〕(介護給付費の定率負担)	805円

※利用定員20名以下、平均工賃月額3万円5千以上4万5千円未満の場合

※サービス利用に係る自己負担額については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が無料となります。

② 特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービス毎に利用者負担金が必要になります。

【重度者支援体制加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	重度者支援体制 加算(1)	重度者支援体制 加算(2)
	560円(56単位)	280円(28単位)
2. 訓練等給付費として市町より代理受領する金額	504円	252円
3. 自己負担額(1-2)	56円	28円

【初期加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	300円(30単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	270円
3. 自己負担額(1-2)	30円

【訪問支援特別加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	1時間未満の場合	1時間以上の場合
	1,870円(187単位)	2,800円(280単位)

2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,683円 ^{えん}	2,520円 ^{えん}
3. 自己負担額(1-2)	187円 ^{えん}	280円 ^{えん}

【欠席時対応加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	940円(94単位) ^{えん たんい}
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	846円 ^{えん}
3. 自己負担額(1-2)	94円 ^{えん}

【目標工賃達成指導員加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	450円(45単位) ^{えん たんい}
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	405円 ^{えん}
3. 自己負担額(1-2)	45円 ^{えん}

【目標工賃達成加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	100円(10単位) ^{えん たんい}
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	90円 ^{えん}
3. 自己負担額(1-2)	10円 ^{えん}

【送迎加算Ⅰ】

1. サービス利用料金(単位)／日	210円(21単位) ^{えん たんい}
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	189円 ^{えん}
3. 自己負担額(1-2)	21円 ^{えん}

【在宅時生活支援サービス加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	3000円(300単位) ^{えん たんい}
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	2700円 ^{えん}
3. 自己負担額(1-2)	300円 ^{えん}

【就労移行支援体制加算】

1. サービス利用料金(単位)／日	790円(79単位) ^{えん たんい}
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	711円 ^{えん}
3. 自己負担額(1-2)	79円 ^{えん}

【福祉専門職配置等加算Ⅲ】

1. サービス利用料金(単位)／日	60円(6単位) ^{えん たんい}
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	54円 ^{えん}
3. 自己負担額(1-2)	6円 ^{えん}

【福祉介護職員処遇改善加算】

1. サービス利用料金(単位)／月	1月+所定単位×52/1000 ^{つき しよていたんい}
-------------------	---------------------------------------

【福祉介護職員等特別処遇改善加算Ⅰ】

1. サービス利用料金(単位)／月	1月+所定単位×20/1000 ^{つき しよていたんい}
-------------------	---------------------------------------

【介護職員等ベースアップ加算】

1. サービス利用料金(単位)／月	1月+所定単位×11/1000 ^{1つき しよていたんい}
-------------------	--

※1 か月の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計にける(四捨五入)

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(3) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス

種 類	内 容	
食 事	食事時間	
	委託清掃部門	カフェ部門
	昼食(12:00～13:00)	昼食(11:00～12:00) (13:00～14:00)
特別な食事	・利用者の希望により特別な食事を提供する事もできます。(要相談)	
余暇活動等	・利用者の希望に応じて実施します。潤いのある質の高い生活を送ることができるよう支援をします。その活動を行う上で利用者に負担して頂くことが適当なものは、実費を負担して頂きます。	
その他日常生活上必要となる支援	・利用者の希望により実施します。(予防接種等)	

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

(4) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービスの料金

介護給付費・訓練等給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

以下については、料金(実費等)をいただきます。

項 目	料 金	
食 事	昼食	
	実 費 ※松山福祉園の配食サービスを利用する場合は、一食370円です。利用当日のキャンセルは朝9時までです。それ以降は料金を頂きます。	
特別な食事	実 費	
日常生活品の購入	実 費	
故意破損弁償代	実費	各種保険加入者は補償範囲を超えた場合
コピー費用	1枚	白黒10円 カラー30円
各証明書の発行	1部	100円
その他日常生活上必要となる諸費用(予防接種等)	実 費	

※1. 介護給付費・訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※2. その他、社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

《利用者負担の軽減について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

別表 1		
区 分	世帯の収入状況	1カ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者（のぞ）を除きます（注3）。	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

注1 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

注2 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

注3 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

(5) 利用料金・費用のお支払い方法

前記《サービス利用料金》（1）（2）の料金・費用は、1カ月ごとに計算しご請求します。利用者負担金は、当月末日精算の翌々月10日払いです。（土日祝祭日の場合は翌営業日）

支払方法

- ・ご指定の口座からの自動引き落としでお願い致します。
- ・現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい

6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
防火管理責任者	橋本 亮司
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	消火器・誘導灯・非常警報装置

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）

※ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
 - (2) サービス提供の具体的な内容
 - (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町への通知事項
 - (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
 - (5) 利用者からの苦情の内容
 - (6) 事故の状況及び事故に際しての対応
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、9:00～17:00(平日)です。

担当者	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	井上 昭生	松山市福角町甲1255番地1	089-995-8431

- ・従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。
- ・利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- ・利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて同意を得ることとする。
- ・利用者の円滑なサービス利用のため支援を行う際に、利用者及びご家族等に関する情報を提供する場合には、予め文書にて同意を得るものとする。

8. 緊急時等の対応(事故対応含む)

- (1) サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- (2) 協力医療機関等へ連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 提供により事故が発生した場合は、直ちに関係市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとする。

9. 苦情の受付について

- ・苦情等申立先

●事業所内の受付窓口				
担当者	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
かいけつせきにんしゃ 解決責任者	かんりしや さーびす 管理者・サービス 提供責任者	いのうえ あきお 井上 昭生	まつやまし ふく ずみ ちょう こう 松山市 福 角 町 甲 1255-1	089-995-8431
うけつけたんとうしや 受付担当者	かかりちょう 係長 もくひょうこうちんたつせい 目標工賃達成 しどういん 指導員	おかだ たかし 岡田 貴志		089-995-8431
だい しゃい いん 第三者委員	ふくずみかい かんじ 福角会監事	こばやし やすいち 小林 保一	まつやましよしふじ 松山市吉藤2-17-46	089-922-5265
	ふくずみかいひょうぎいん 福角会評議員 せん にんかいにん い いん 選任解任委員	や ぎ たかのり 八木 孝教	まつやましほりえちようこう 松山市堀江町甲1378番地5	089-979-0405
※意見箱を設置しておきますのでご利用ください。				

● 行政等の受付機関			
機 関 名	住 所	電 話 番 号	
愛媛県 保健福祉部 障がい福祉課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2420	
松山市 保健福祉部 障がい福祉課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6719	
愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町3-8-15	089-998-3477	

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する窓口

● 事業所内の受付窓口				
担当者	役職名	氏 名	住 所	電話番号
虐待防止責任者	主任 生活支援員	橋本 亮司	松山市福角町 甲 1255-1	089-995-8431

● 行政等の受付機関			
機 関 名	住 所	電 話 番 号	
愛媛県 愛媛県障がい者権利擁護センター (福祉総合支援センター)	松山市本町7-2	089-911-2177	
松山市 松山市保健福祉部障がい福祉課 (松山市障がい者虐待防止センター)	松山市二番町4-7-2	089-948-6849	

- ② 成年後見制度の利用を支援する。
- ③ 苦情解決体制を整備する。
- ④ 従 業 者 に対する 虐 待 防 止 を 啓 発 ・ 普 及 する ための 研 修 を 実 施 する。

11. 身体拘束について

事業者は、生活介護及び就労継続支援B型の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

令和 年 月 日

生活介護及び就労継続支援B型の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を
行いました。

事業所名 多機能型事業所う・ルーチェ
説明者職名 管理者兼サービス管理責任者

氏名 井上 昭生 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、生活介護及び就労継続支援の提供及び
利用の開始に同意しました。

利用者
(住所)

(氏名) 印

立会人.
(住所)

(氏名) 印